

マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）

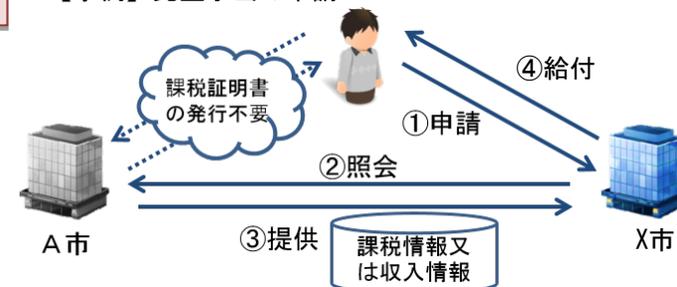
⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。

⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

○児童手当法による児童手当の支給に関する事務

○介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請



住民票関係情報（続柄など住民票に記載される基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）以外の情報）

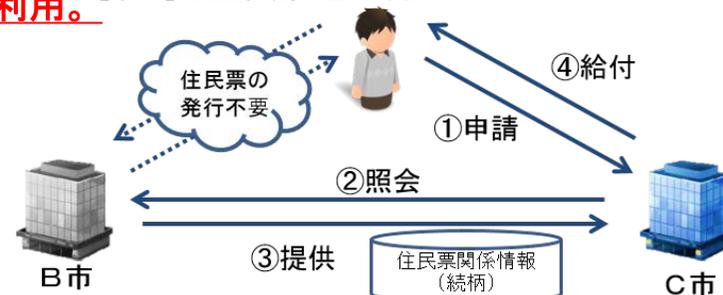
⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。

⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務

○健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請



他の社会保障給付に関する情報

⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。

⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！

※日本年金機構は、2017年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない。

○健康保険法による保険給付の支給に関する事務

○労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請

